

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和 62 年郵政省告示第 73 号) の一部を改正する告示案 概要

1. 改正等の概要

(1) 通信ネットワークの本格的なソフトウェア化・仮想化の進展に対応した技術基準等の在り方

【改正規定】

- ・設備等基準 第1 設備基準 1. 一般基準 (9)ソフトウェアの信頼性向上対策
- ・管理基準 第3 方法 1. 平常時の取組 (3)設計

【改正概要】

5G 導入後の通信ネットワークにおけるソフトウェアの役割の高まりや近年発生したソフトウェア不具合等に起因する電気通信事故の増大を踏まえ、電気通信設備に係るソフトウェアの信頼性向上に向けた取組を推奨するため、以下の事項を追加することとする。

- ① 電気通信事業者が他社のクラウド設備等を利用する場合でも通信ネットワーク全体として従来と同等の品質を確保するように取り組むこと
- ② 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについて、その安全・信頼性を確保するため、電気通信事業者がソフトウェアを導入・更新する際に共通的に取り組むべき最低限の項目について、検証を行うこと

(2) 災害に強い通信インフラの維持・管理方策

【改正規定】

- ・設備等基準 第1 設備基準 1. 一般基準 (12)応急復旧対策
- ・設備等基準 第1 設備基準 4. 電源設備 (7)停電対策

【改正概要】

令和元年房総半島台風等により発生した通信障害の主な発生原因が商用電源の長期停電であったことを踏まえ、通信インフラの耐災害性強化に向けた取組を推奨するため、以下の事項を追加することとする。

- ① 防災上必要な通信を確保するために、都道府県庁、市役所又は町村役場の災害時における重要な対策拠点をカバーする通信設備の予備電源については、少なくとも「24 時間」にわたる停電対策に取り組むこと
- ② 人の生命や身体の安全を確保するために必要な通信を確保するために、災害拠点病院をカバーする通信設備の予備電源については、少なくとも「24 時間」にわたる停電対策に努めること
- ③ 大規模な災害時における重要な対策拠点となる都道府県庁や、駆けつけに時間がかかる離島に所在する市役所又は町村役場をカバーする通信設備の予備電源については、少なくとも「72 時間」にわたる停電対策に努めること
- ④ 事前準備が可能である台風等の災害の場合は、各通信事業者における応急復旧対策として、移動電源車や予備ケーブル等の応急復旧資機材を被災が予想される地域の近くにあらかじめ配備することや、その運用に必要な人員の確保・配備に積極的に取り組むこと

2. 施行期日

公布の日から施行する。